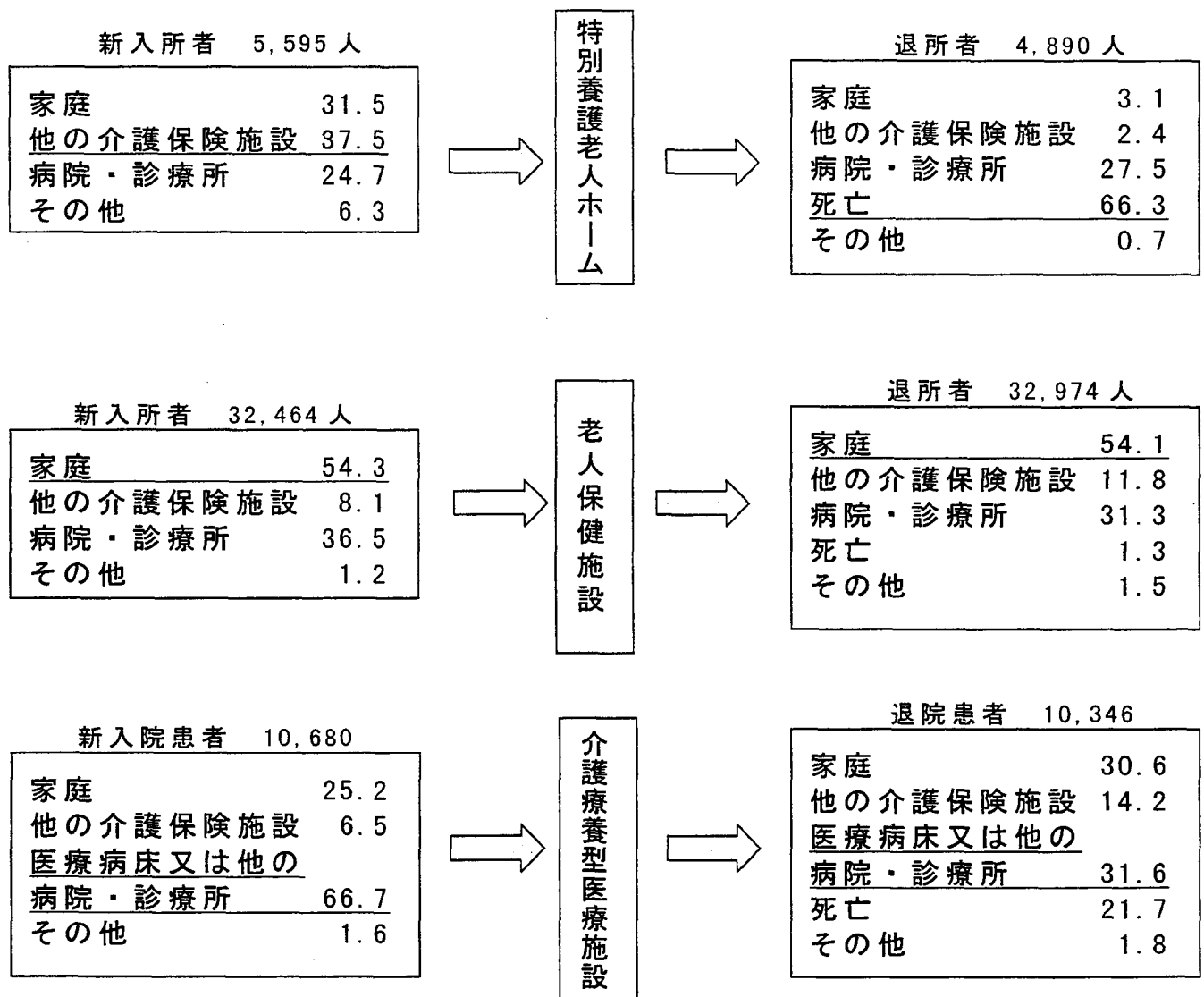


施設における入退所者の状況

- 介護保険三施設の入退所(院)者の状況には、それぞれ以下の特徴がある。
- 特別養護老人ホームでは、他の介護保険施設からの入所者、死亡退所者が多い。
 - 老人保健施設では、入所前の場所、退所後の行き先のいずれについても、家庭が多い。
 - 介護療養型医療施設では、入院前の場所、退院後の行き先のいずれについても、医療病床又は他の病院・診療所が多い。

(入所(院)前の場所)

(退所(院)後の行き先)



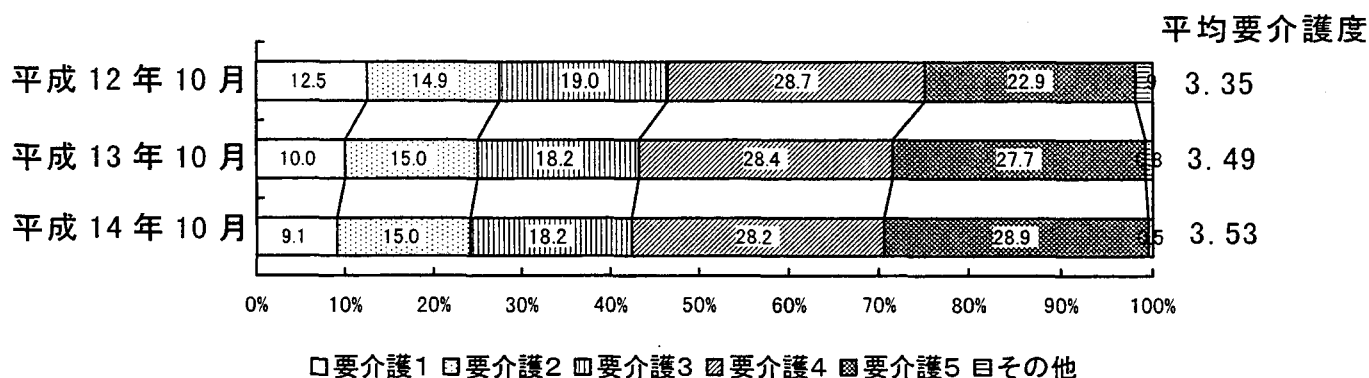
(出典：介護サービス施設・事業所調査、平成14年9月の介護保険施設入退所の状況)

施設入所者の重度化

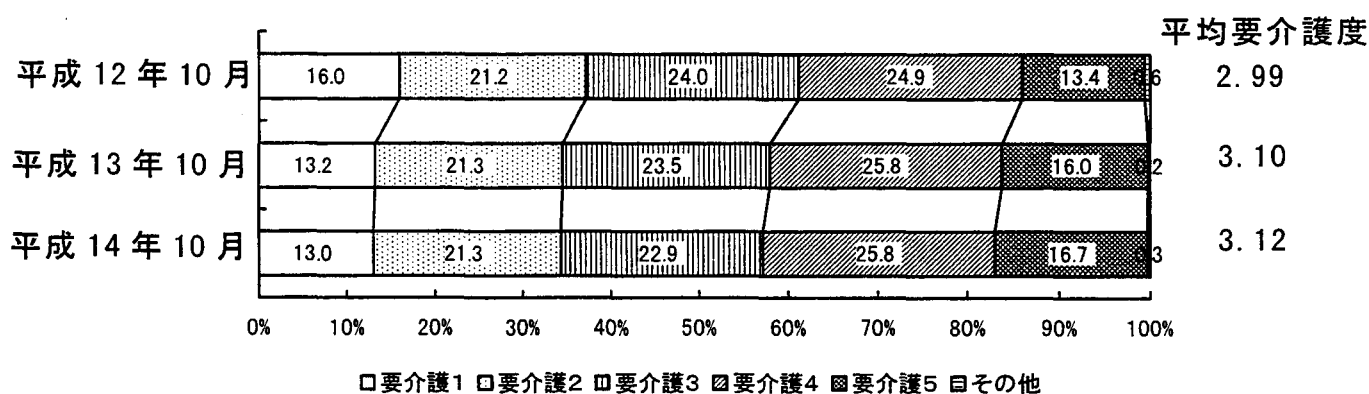
- 介護保険施設の入所(院)者の重度化が進んでいる。
- 特別養護老人ホームにおける優先入所制度の実施(平成14年8月～)後、新規入所者の要介護度別分布は重度の者に集中してきている。

1 介護保険施設の要介護度別在所者の割合

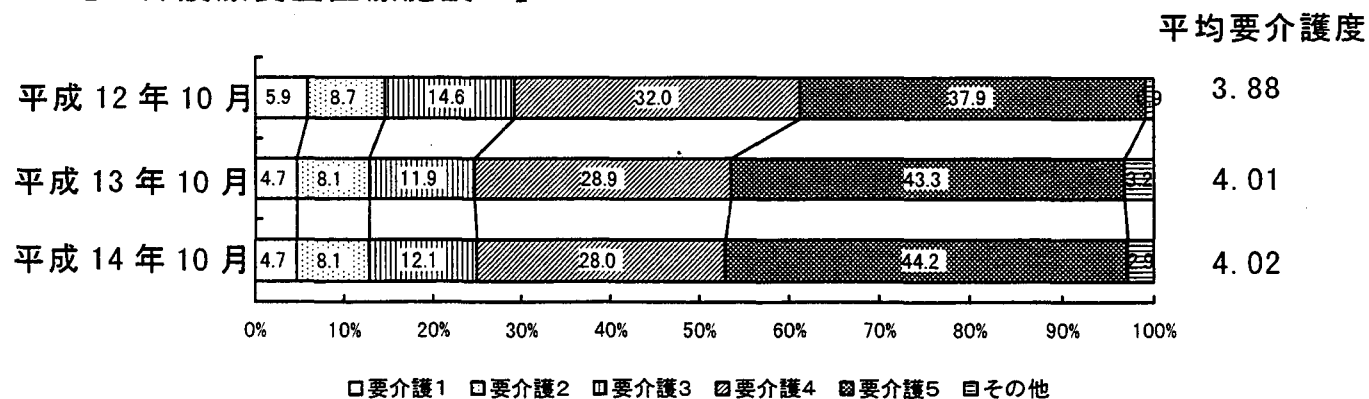
【 特別養護老人ホーム 】



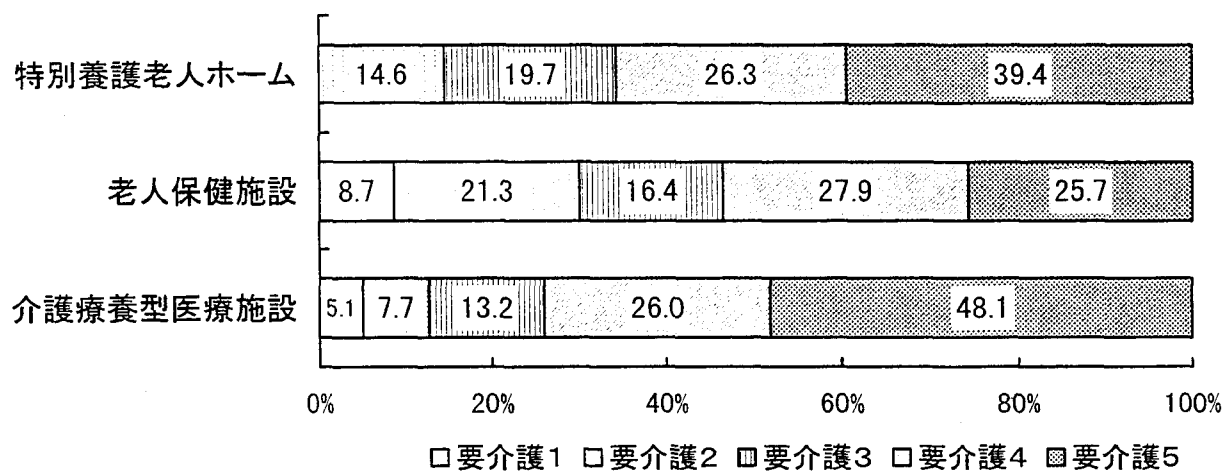
【 老人保健施設 】



【 介護療養型医療施設 】

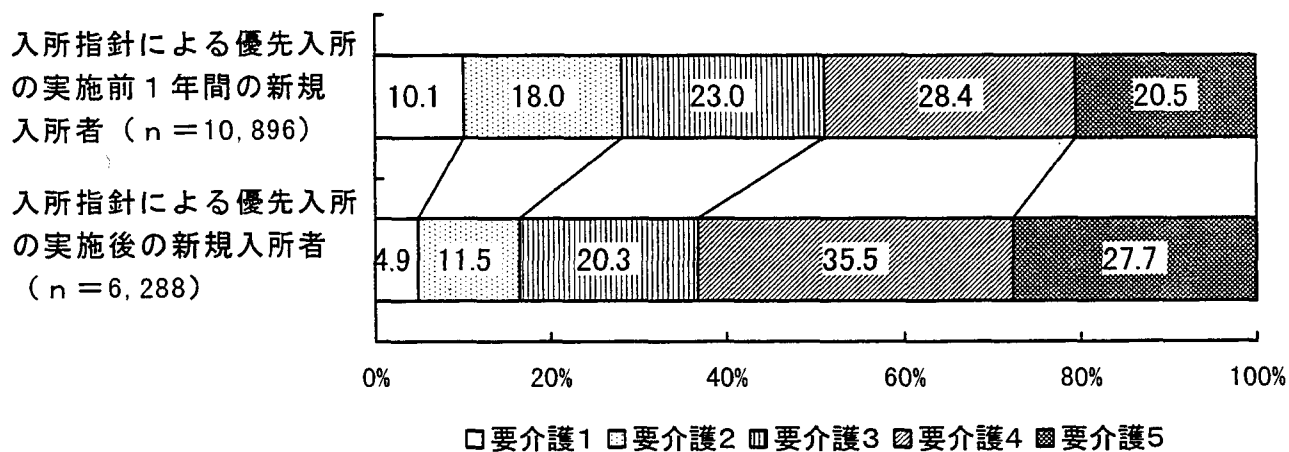


2 施設サービス受給者数の増加の内訳（平成13年10月→平成14年10月）



（出典）介護給付費実態調査月報 平成13年11月審査分、平成14年11月審査分

3 特別養護老人ホームにおける優先入所実施前後での要介護度別の新規入所者数



（注）83市区町村について調査。

特別養護老人ホームにおけるターミナルケアの現状

- 特別養護老人ホーム入所者の死亡のうち、特養内での死亡は約4割。(医療機関での死亡は約6割)
- 特養内で死亡の原因は、老衰以外(心不全、肺炎約、がん等)が約7割を占め、医療的処置が必要な場合が多い。
- 特養で入所者を看取る施設は、以下の事項が整っている。
 - ① 入所者本人及びその家族の希望の受け入れ
 - ② 職員間の終末期ケアに対する共通理解
 - ③ 緊急時の医師の訪問体制
 - ④ 施設内での医療処置(点滴、酸素療法等)
 - ⑤ 臨終に備えた専用の居室

「特別養護老人ホームにおける終末期の医療・介護に関する調査研究」報告書(医療経済研究機構 平成15年3月)

「特別養護老人ホームにおける終末期の医療・介護に関する調査研究」

- ・ 全国の特養3000施設の看護職員へのアンケート調査で、有効回収は1730施設
- ・ 平成13年11月1日～14年10月31日の1年間の退所者数18744人のうち、死亡による退所者総数は14370人(76.7%)

○特養入所者の死亡場所

死亡場所	人数(人)	割合(%)
調査対象特養内	5352	37.2
病院 診療所内	8927	62.1
自宅	91	0.7
死亡による退所者総数	14370	100

* 一時的入院や、一時帰宅中での死亡のような、特養の退所手続をとっていないものも総数に含まれる

○特養内死亡者の死亡原因の内訳(上位7つ)

死亡原因	総数(人)	割合(%)
老衰	566	31.3
心不全	410	22.6
肺炎	321	17.7
がん	130	7.2
脳卒中	124	6.8
呼吸不全	67	3.7
腎不全	33	1.8
...		
総数	1811	100

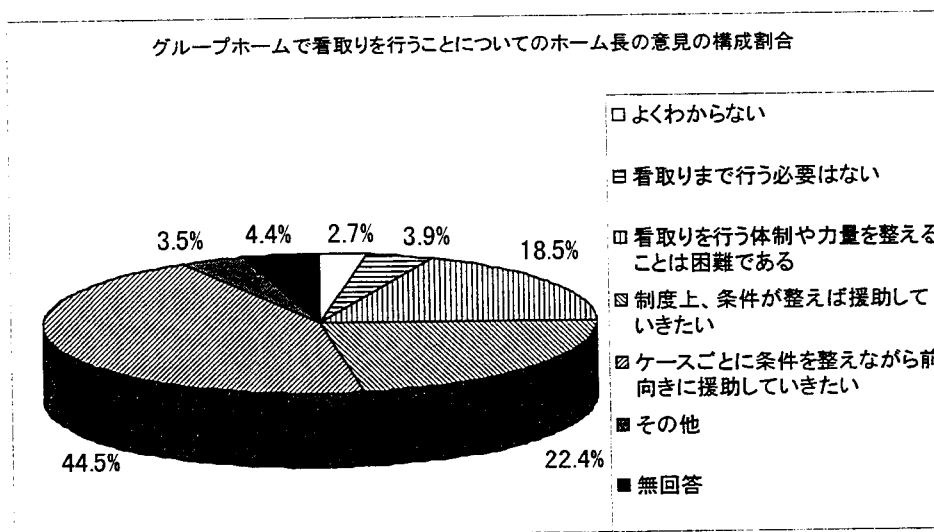
○ 特養内死亡率の高い施設の特性

	特養内死亡率が高い施設	低い施設
希望を原則的に受け入れる	92.8%	59.0%
職員間の共通理解があると思う	46.0%	22.1%
夜間の医師の体制として必要時には一般に訪問してもらえる	66.6%	34.2%
施設内での医療処置対応として点滴可能	83.4%	70.4%
〃 酸素療法可能	69.0%	58.3%
専用の居室あり	66.1%	42.4%

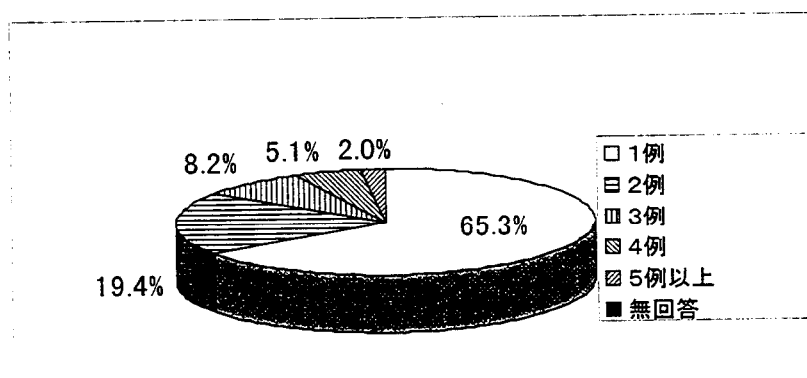
グループホームにおけるターミナルケアの現状

- グループホームの施設長（管理者）の約3分の2が、グループホームでのターミナルケア（看取り）について前向きに考えている。
- 1,192事業所のうち14.4%の事業所が、ターミナルケアに取り組んだ経験ありとしている。

- (1) グループホームでターミナルケアを行うことについての施設長の意見
- ・ 制度上、条件が整えば援助していききたい 22.4%
 - ・ ケースごとに条件を整えながら前向きに援助していききたい 44.5%



- (2) 実際に看取ることができたケースの件数
- ・ 1例を看取った 64件
 - ・ 複数例を看取った 34件



「初期から終末期に至るまでの地域に密着した望ましい痴呆性高齢者ケアのあり方に関する調査研究」報告書
 (医療経済研究機構)

高齢者向けの住宅・施設の概要

		シルバーハウジング (公営住宅・公団住宅)	高齢者向け 優良賃貸住宅 ※1	有料老人ホーム	指定特定施設入所者 生活介護事業者の場合	軽費老人ホーム (ケアハウス)	痴呆性高齢者 グループホーム
対象者		60歳以上の 単身、夫婦世帯等	60歳以上の 単身、夫婦世帯等	高齢者 (要件は施設によって 異なる)	(介護対象者) 65歳以上の 要支援者 要介護者 ※2	60歳以上の者であって、自 炊が出来ない程度の身体機能 の低下等が認められ又は高齢 等のため独立して生活するに は不安が認められる者で、家 族による援助を受けることが 困難な者	65歳以上の痴呆の状態 にある要介護者 ※2
設置主体		・地方公共団体 (民間事業者等からの借上、 買取も可能)	・限定なし	・限定なし	・法人	・社会福祉法人 ・地方公共団体 ・都道府県知事等の許可を受 けた法人	・民間事業者 ・社会福祉法人 ・医療法人 ・地方公共団体 等
施設等 の主な 基準	戸数 定員	—	・5戸以上	・10人以上	—	・20人以上 (特別養護老人ホーム等に併 設の場合10人以上)	・5人以上9人以下 (1ユニット当り) ・2ユニットまで
	住戸(室) の規模	・原則19㎡/戸~80㎡/戸 ※3	・25㎡/戸以上 (グループ居住の場合 18㎡/戸以上)	・13㎡/室以上 (介護居室)	介護を行える適当な広さ (介護居室)	・21.6㎡/室以上 ・15.63㎡/室以上 (ユニット型)	・7.43㎡/室以上 (収納設備は別途確保) ・整備費補助を受ける場 合 は9.9㎡/室以上 (収納設備は別途確保)
	サポート 体制	・生活援助員による日常生活 のサポート	・緊急時に対応できる整備を 整備(生活援助員のサポート も受け得る)	・協力医療機関を定め る	・協力医療機関を定める	・利用者が疾病時の医療機関 への連絡、定期健康診断の実 施 ・生活相談員による各種相談 対応	・協力医療機関を定める

	シルバーハウジング (公営住宅・公団住宅)	高齢者向け優良賃貸住宅	有料老人ホーム	指定特定施設入所者 生活介護事業者の場合	軽費老人ホーム (ケアハウス)	痴呆性高齢者 グループホーム
介護サービスの 提供方法	○外部の事業者が介護サービスを提供 ※4	○外部の事業者が介護サービスを提供 ※4、※8	○外部の事業者が介護サービスを提供 ※4	○施設が介護サービスを提供※5 ○介護報酬の適用 (家賃、食費等は全額利用者負担)	○外部の事業者が介護サービスを提供 ※4	○施設が介護サービスを提供 ※6 ○介護報酬の適用 (家賃、食費等は全額利用者負担)
整備費補助等	○建設費等に対する補助 国 1/2 設置者 1/2 ○住宅金融公庫賃貸住宅融資あり (基準金利、規模要件の緩和等)	○建設費等に対する補助 (社会福祉法人等、公社等の場合) 国 1/6 地方 1/6 設置者 2/3 (民間事業者の場合：共用部分等の整備費に対する補助) 国 1/3 地方 1/3 設置者 1/3 ○住宅金融公庫賃貸住宅融資あり (基準金利、規模要件の緩和等)	○施設・設備整備費に対する補助はない ○福祉医療機構や日本政策投資銀行による融資あり	○施設・設備整備費に対する補助 (地方公共団体、社会福祉法人の場合) 国 1/2 都道府県 1/4 設置者 1/4 ○福祉医療機構による融資あり	○施設・設備整備費に対する補助 (地方公共団体、社会福祉法人の場合) 国 1/2 都道府県 1/4 設置者 1/4 (医療法人、NPO法人等の場合) 国 定額 ○福祉医療機構による融資あり	
施設数(戸数)	17,409戸/634団地 (H15.3) ※国土交通省調べ	17,080戸(H15.3) ※国土交通省調べ	662施設(H15.7) ※厚生労働省老健局 振興課調べ	772施設(H16.4) ※WAMNETによる	1,507施設(H15.3) ※平成14年度社会福祉行政業務報告による	4,585箇所(H16.4) ※WAMNETによる

- ※1：常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与するものであれば、有料老人ホームになる。
 ※2：40歳以上65歳未満の特定疾病による要介護者も対象とすることができる。
 ※3：世帯人員が多くかつ高齢者を含むなど特別な事情がある場合には、85㎡/戸まで上限を緩和可能。
 ※4：介護費用は、要支援 61,500円～要介護5 358,300円(区分支給限度基準額(1ヶ月))。うち1割は利用者負担
 ※5：介護費用は、要支援 72,400円～要介護5 248,800円(介護報酬を1ヶ月に換算(1日当たりの単位数×365日÷12月：1単位を10円とし、100円未満を四捨五入))。
 ※6：介護費用は、要介護1 242,100円～要介護5 261,900円(介護報酬を1ヶ月に換算(1日当たりの単位数×365日÷12月：1単位を10円とし、100円未満を四捨五入))。
 ※7：介護費用は、要介護1 238,500円～要介護5 296,300円(介護報酬を1ヶ月に換算(1日当たりの単位数×365日÷12月：1単位を10円とし、100円未満を四捨五入))。
 ※8：グループ居住で痴呆対応型共同生活介護の指定を受けた場合、痴呆性高齢者グループホームと同様の介護サービスの提供形態となる。